

公立大学法人滋賀県立大学大学院学則

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学学則第 2 号

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 目的および自己評価（第 1 条－第 3 条）

第 2 節 組織（第 4 条－第 10 条）

第 2 章 通 則

第 1 節 修業年限および在学年限（第 11 条・第 12 条）

第 2 節 入学および転専攻（第 13 条－第 18 条）

第 3 節 教育方法等（第 19 条－第 22 条）

第 4 節 修了、学位等（第 23 条－第 26 条）

第 3 章 補 則

第 1 節 本学学則の準用（第 27 条）

第 2 節 その他（第 28 条）

付則

第 1 章 総 則

第 1 節 目的および自己評価

（趣 旨）

第 1 条 この学則は、公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「本学学則」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第 2 条 本学大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 第 5 条第 1 項各号に規定する研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

（自己評価）

第 3 条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うものとする。

第 2 節 組 織

（課 程）

第 4 条 本学大学院に修士課程および博士課程を置く。

2 博士課程は、博士前期課程および博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 修士課程および博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を

養うことを目的とする。

(研究科、専攻、課程および定員)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- (1) 環境科学研究科
- (2) 工学研究科
- (3) 人間文化科学研究科
- (4) 人間看護学研究科

2 前項に規定する研究科に置く専攻および課程ならびにその入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
環境科学研究科	環境動態学専攻	博士前期課程	18人	36人
		博士後期課程	3人	9人
	環境計画学専攻	博士前期課程	18人	36人
		博士後期課程	2人	6人
工学研究科	材料科学専攻	博士前期課程	18人	36人
	機械システム工学専攻	博士前期課程	18人	36人
	電子システム工学専攻	博士前期課程	18人	36人
	先端工学専攻	博士後期課程	3人	9人
人間文化科学研究科	地域文化学専攻	博士前期課程	9人	18人
		博士後期課程	3人	9人
	生活文化学専攻	博士前期課程	7人	14人
		博士後期課程	2人	6人
人間看護学研究科	人間看護学専攻	修士課程	8人	16人

3 各専攻に置く組織は、別に定める。

(職員)

第6条 本学大学院の教授、准教授、講師、助教、助手は、滋賀県立大学学則第9条第1項に規定する教員の中からこれを充てる。

2 教員(次項に定める教員を除く)は、理事長の命により、専任配置される学部を基礎とする研究科を担当し、または専任配置される学部を基礎としない研究科を兼務する。

3 本学学則第4条の2に規定する全学共通教育推進機構、同学則第5条に規定する附属施設または同学則第6条に規定する学部附属施設に専任配置される教員は、理事長の命により、一の研究科を担当し、またはその他の研究科を兼務する。

4 本学大学院の事務職員、技術職員その他必要な職員(以下「事務職員等」という。)は、滋賀県立大学学則第9条第3項に規定する職員の中からこれを充てる。

(研究科長)

第7条 研究科に研究科長を置き、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

(専攻長)

第8条 研究科(人間看護学研究科を除く。)の各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教員)

第9条 本学大学院に客員教員を置くことができる。

2 客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第10条 研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議は、当該研究科を担当する教授をもって組織する。

3 前項に規定する者のほか、研究科会議が定めるところにより、当該研究科会議に他の職員を加えることができる。

4 研究科会議は、研究科に関する次に掲げる事項を審議する。

(1) 教育課程(全学共通教育に係るものを除く。)の編成に関する事項

(2) 学生の厚生補導に関する事項

(3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、修了その他学生の身分に関する事項および学位の授与に関する事項

(4) その他教育研究に関する重要事項

5 前各項に定めるもののほか、研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 通則

第1節 修業年限および在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程および博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 修士課程の学生が、職業を有している等の事情により、前条第1項の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを申し出たときは、研究科会議の議を経て、学長はその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定による履修について必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第12条 修士課程および博士前期課程の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第15条もしくは第16条の規定により入学した者または第18条第1項の規定により転専攻した者にあつては、それぞれ第17条または第18条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。ただし、第15条もしくは第16条の規定により入学した者または第18条第1項の規定により転専攻した者にあつては、それぞれ第17条または第18条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学および転専攻

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学資格)

第14条 修士課程および博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該

当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 8 3 条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第 1 0 4 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 1 6 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 1 6 年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 1 6 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修学年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学に 3 年以上在学し、研究科会議の議を経て、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者
 - (9) 研究科会議における個別の入学資格審査を経て、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、2 2 歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 研究科会議における個別の入学資格審査を経て、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、2 4 歳に達したもの

（編入学および転入学）

第 1 5 条 他の大学の大学院を修了し、もしくは退学した者または他の大学の大学院に在学している者で、本学大学院への編入学または転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科会議の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第 1 6 条 本学大学院を修了し、もしくは退学した者、または第 2 7 条において準用する本学学則第 5 3 条第 3 号の規定により除籍された者（未納の授業料を納付した者に限る。）で、本学大学院に再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科会議の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

（編入学等の場合の取扱い）

第 1 7 条 前 2 条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および修得した単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、研究科会議の議を経て、学長が決定する。

(転専攻)

第18条 同一の研究科の他の専攻への転専攻を志願する者があるときは、欠員の状況等により、研究科会議の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 前項の規定により転専攻を許可された者の既に履修した授業科目および修得した単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、研究科会議の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育方法等

(教育の方法)

第19条 本学大学院における教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。

(教育方法の特例)

第19条の2 修士課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(副専攻)

第19条の3 本学大学院は、第5条第2項に規定する専攻とは別に、特定の分野または課題に関する授業科目で構成する副専攻を開設し、その学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目)

第19条の4 授業科目の種類、配当年次、単位数、必修・選択の別および修了要件ならびに履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(他研究科および他大学院における授業科目の履修等)

第20条 研究科会議の議を経て、学長の認めるところにより、学生に他の研究科の授業科目を履修させることができる。

2 研究科会議の議を経て、学長が教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

3 前2項の規定により修得した単位については、研究科会議の議を経て、合わせて10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位とみなすことができる。

4 前2項の規定は、第27条において準用する本学学則第51条の規定により留学する場合について準用する。この場合において、第2項に規定する「協議」は省略することができる。

(他大学院等における研究指導)

第21条 研究科会議の議を経て、学長が教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院または研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院または研究所等の研究指導を受けさせることができる。ただし、研究指導を受けさせる期間は、修士課程および博士前期課程の学生にあつては、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位および本学学則第44条の規定により修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業

科目の履修により修得したものとみなし、研究科会議の議を経て、学長が単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、編入学および転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

第4節 修了、学位等

(修士課程および博士前期課程の修了)

第23条 修士課程または博士前期課程に2年(第15条もしくは第16条の規定により入学した者または第18条第1項の規定により転専攻した者にあつては、それぞれ第17条または第18条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上(人間看護学研究科の高度実践看護学部門にあつては40単位以上、助産学部門にあつては60単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者については、研究科会議の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、修士課程または博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 修士論文の審査および最終試験は、研究科会議において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づく研究科会議の議を経て、学長が決定する。

(博士後期課程の修了)

第24条 博士後期課程に3年(第15条もしくは第16条の規定により入学した者または第18条第1項の規定により転専攻した者にあつては、それぞれ第17条または第18条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格した者については、研究科会議の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を、前条第1項ただし書または他の大学の大学院の同様の規定による在学期間をもって当該課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第14条第2項第2号から第4号までに該当する者で優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士論文の審査および最終試験は、研究科会議において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づく研究科会議の議を経て、学長が決定する。

(学位)

第25条 修士課程または博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。
- 4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第26条 教育職員の免許を受けようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)お

よび教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める単位を修得しなければならない。

- 2 本学大学院において取得できる教育職員の免許状の種類および免許教科は、別表のとおりとする。
- 3 教育職員の免許取得に必要な授業科目は、別に定める。

第3章 補 則

第1節 本学学則の準用

第27条 本学学則第1章第6節、第2章第2節（第28条から第30条までに限る。）、第3節（第40条から第42条までに限る。）、第4節（第49条を除く。）および第6節ならびに第3章第1節および第2節の規定は、本学大学院について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第23条	本学	本学大学院
第30条第1項	本学を卒業した者	本学大学院を修了した者
第30条第2項	教授会	研究科会議
第41条	第53条第3号	滋賀県立大学大学院学則第27条において準用する本学学則第53条第3号
第47条第1項および第2項	教授会	研究科会議
第48条第2項	4年	修士課程または博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年
第48条第4項	教授会	研究科会議
第50条	大学等	大学の大学院
	本学	本学大学院
第51条第1項	大学等	大学の大学院またはこれに相当する教育機関
	教授会	研究科会議
第51条第2項	第25条	滋賀県立大学大学院学則第12条
	第54条	滋賀県立大学大学院学則第23条
第52条	教授会	研究科会議
第53条	教授会	研究科会議
第53条第1号	第25条	滋賀県立大学大学院学則第12条
第53条第2号	第48条第2項	滋賀県立大学大学院学則第27条において準用する本学学則第48条第2項
第57条および第58条	教授会	研究科会議
第60条	本学	本学大学院
	教授会	研究科会議
第61条	大学等	大学の大学院
	本学	本学大学院
	教授会	研究科会議

第62条から第64条 まで	本学	本学大学院
	教授会	研究科会議
第66条第1項	本学	本学大学院
第68条	本学	本学大学院
	学部	研究科

第2節 その他

(委 任)

第28条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日の前日において滋賀県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数、修了要件、資格その他の履修に関しては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表1中「環境設計特論」、「地域住環境計画学」、「地域産業学」、「現代中国特論」および「栄養教育特論」の授業科目は、平成18年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における人間看護学研究科の収容定員は、第5条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専 攻	課 程	収容定員
人間看護学研究科	人間看護学専攻	修士課程	12人

- 3 改正後の別表1の規定は、平成19年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1中、人間看護学研究科の各授業科目は、平成19年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表2の規定は、平成19年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表1中「建築デザイン特論」、「建築史特論」および「動的システム論」は、平成19年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成20年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表1中「環境動態学プレゼンテーションⅠ」、「環境動態学プレゼンテーションⅡ」、「電子システム特論」、「電子情報特論」および「光量子物性論」は平成20年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における環境科学研究科、工学研究科および人間文化科学研究科の収容定員は、第5条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	平成21年度の収容定員	平成22年度の収容定員
環境科学研究科	環境動態学専攻	博士前期課程	36人	36人
		博士後期課程	18人	18人
	環境計画学専攻	博士前期課程	36人	36人
		博士後期課程	10人	8人
工学研究科	材料科学専攻	博士前期課程	33人	36人
	機械システム工学専攻	博士前期課程	33人	36人
	先端工学専攻	博士後期課程	3人	6人
人間文化科学研究科	地域文化学専攻	博士前期課程	18人	18人
		博士後期課程	9人	9人
	生活文化学専攻	博士前期課程	16人	14人
		博士後期課程	8人	7人

- 3 改正後の別表1の規定は、平成21年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 4 第1項および第3項の規定にかかわらず、別表1中（1）博士前期課程における「地域再生システム特論」、「栄養応答論」、「看護臨床的人間形成特論」および「看護臨床的人間形成特論演習」ならびに（2）博士後期課程における「環境科学特論」、「生物圏環境特論」、「生態系保全特論」、「生物生産特論」、「環境意匠特論」、「地域環境経営特論」、「研究方法特論」および「リサーチ・ワークショップ」は平成21年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成23年1月5日から施行する。

付 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における工学研究科電子システム工学専攻の収容定員は、第5条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員
工学研究科	電子システム工学専攻	博士前期課程	18人

付 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における環境科学研究科環境動態学専攻博士後期課程の収容定員は、第5条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	平成25年度の収容定員	平成26年度の収容定員
環境科学研究科	環境動態学専攻	博士後期課程	15人	12人

- 3 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における人間看護学研究科人間看護学専攻修士課程の収容定員は、第5条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	平成25年度の収容定員
人間看護学研究科	人間看護学専攻	修士課程	20人

付 則

この学則は、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成31年4月1日以降に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

付 則

この学則は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。